

令和4年 第1回臨時会

利 島 村 議 会 会 議 録

令和4年1月21日 開会

令和4年1月21日 閉会

利 島 村 議 会

令和4年第1回利島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月21日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程第1 議案第 1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約につ いて	5
日程第2 議案第 2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算(第5号)	32
閉会の宣告	39

利島村告示第8号

令和4年第1回（1月）利島村議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和4年1月13日

利島村長 村 山 将 人

記

- 1 日 時 令和4年1月21日（金） 午後2時00分
- 2 場 所 利島村役場議会室
- 3 付議案件 議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について
議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 5名

1番	前	田	清	君	3番	笹	岡	壽	一	君
4番	石	野	治	君	5番	井	口		保	君
6番	寺	田	優	君						

不応招議員 なし

令和4年第1回利島村議会臨時会

議事日程第1号

1月21日午後2時00分開会

日程第 1 議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について

日程第 2 議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）

出席議員 5名

1番	前田	清君	3番	笹岡	壽一君
4番	石野	治君	5番	井口	保君
6番	寺田	優君			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人君	副村長	田中	真里君
教育長	山口	順一君	総務課長	鈴木	広一君
住民課長 ・産業 観光課長 (兼務)	榎本	雅仁君	環境建設 課長	上野	崇君
会計 管理者	出口	貴司君	産業観光 課長補佐	荻野	了君

職務のため出席した事務局職員

書記 隅 智 孝

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

○議長（寺田 優君） ただいまより令和4年第1回利島村議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田 優君） 議事録署名人の方は、笹岡壽一さんと前田清さんをお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田 優君） 会期については、議案が2案ですが、いかがなさいましょうか。
井口議員。

[5番（井口 保君）登壇]

○5番（井口 保君） 今回の臨時議会については、本日1日のみでお願いします。

○議長（寺田 優君） ただいま井口議員より、会期については1月21日、1日とするという提案がございましたが、ほかにございますか。

[発言する人なし]

○議長（寺田 優君） ないようですので、お諮りします。

会期については1月21日の1日とすることに賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 全員賛成ですので、会期は本日1月21日、1日といたします。

日程については、2案でありますので、執行部の示されているとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（寺田 優君） それでは、日程に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

◎日程第1 議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について

○議長（寺田 優君） それでは、早速、日程1、議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約についてを議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について、令和3年12月10日に公募公告を行い、公募型プロポーザルを実施した利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

詳細は担当課長より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） よろしくお願ひいたします。

契約の目的が、利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約。

契約の方法、公募型プロポーザルでございますので、一般競争入札か指名競争入札か随意契約という分類になりますので、公募型プロポーザルになると随意契約という形になります。

契約金額を1億2,430万円（消費税10%込み）。

契約の相手、神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25、千代田システムテクノロジー株式会社、代表取締役、村田敏哉。

1枚おめくりいただきます。今回の案件に関しましては、設計施工一括発注方式でございますので、現在これから契約を可決いただいた段階で設計に入ります。5ページに関してはイメージ図になります。

6ページを御覧ください。概要でございます。太陽光パネルが1枚当たり470ワットの物が80枚になりまして37.6キロワット。架台がアルミ架台になっております。蓄電池に関しましてはインバータのものが30キロワット、太陽光蓄電池一体型というものであります。非発を今回用意いたしまして、100キロボルトアンペアのものになっております。

すみません、今日、遅れて申し訳ございません。1枚配付をさせていただきましたので、こちらを御覧ください。導入事業の実施日というところでございます。事業の背景、目的、対象施設である利島村浄水場では、雨水を貯水池にためて急速ろ過を用いて飲料水を作るシステムと、井戸からかん水、地下水と海水が混ざった水をくみ上げ、脱塩装置を用いて淡水化し、飲料を作る2つのシステムで飲料水を供給している。利島では湾入部のない急峻な地形により港湾施設の整備が遅れており、災害時に長期孤立をした場合のライフラインの維持など、DCP対策の喫緊の課題となっている。特に重要なインフラである浄水設備では、過去に都度都度経験した渇水による飲料水不足など、その状況下で災害により抵当電力が途絶した場合のリスクが大変著しく大きく、用水設備の災害対策エネルギー確保が求められている状況である。そこで、本事業は、浄水場に太陽光発電と蓄

電池システム、非常用発電機を導入し、平常時の浄水設備の低炭素化、エネルギーコストを削減するとともに、非常時は雨水の濁水時であっても飲料水の確保が可能な脱塩施設及びかん水井戸の非常用電力を確保することで安心安全な浄水インフラを構築することを目的に実施するものである。また、離島特有の課題である再生可能エネルギーによる電力系統の不安定化についても、蓄電設備を用いて太陽光発電の出力制御を行うことで電力系統の影響を回避しながら地域のエネルギー資源であって再生可能エネルギーの利用拡大を推進するモデル事業となる。

次の3ページ目でございますが、事業のメリット、1番目、防災力向上の安全安心な浄水インフラの確保、利島村では歴史的に都度都度水飢饉を経験し、平成28年度にも濁水が発生しており、災害時のエネルギー確保ができないことで飲料水の不足が起こる懸念がある。停電や火力発電所の燃料補給ができなくなった場合にも太陽光発電や非常用発電機によるエネルギーを確保することで浄水場の運転を最低限継続し、飲料水の確保が可能になる。本年度策定を進めている利島村ゼロカーボン計画においても、将来のゼロカーボンアイランド実現に向けた施策の一つとして、浄水場への再エネ導入による災害時の飲料水確保を掲げている。停電時の対策として太陽光と蓄電池システムを加え、非常用発電機を活用することで設備導入に係るイニシャルコストを可能な限り抑えながら、ライフラインである浄水施設のエネルギーセキュリティ向上を両立するものである。

ここで非常用発電機を利用する狙いとしては、災害時の電力確保のために全ての電源を再エネに頼る場合は、太陽電池モジュール及び蓄電池システムの設備容量が非常に大きくなり、維持管理及び将来的なリプレース及びコスト負担が大きくなるため、平常時は可能な限り再エネを活用しながら、非常時や供給信頼性が高い非常用発電機を活用することで、コスト面から最も合理的となる方法を採用した。他の離島に展開できるモデル事業となる可能性もございます。

次のページを御覧ください。事業のメリット、②、エネルギーコスト及びCO₂排出量の削減、平常時には太陽光発電と蓄電池システムによる電力を浄水設備で効率的に自家消費することで商用電源の使用量を削減し、エネルギーコストを削減する。また、同様に火力発電に依存する商用電源の使用量削減を図ることは、発電時の燃料たき減らしにつながり、島内で排出されるCO₂削減に貢献する。ゼロカーボンアイランドで掲げ、世界的な潮流でもある2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向けて、CO₂排出量の削減を段階的に削減していくための取組となる。

6ページ、一番最後のところです。今回の施設導入に関してエネルギーコストの削減効果の試算を受けさせていただいております。

5ページ目、すみません、事業には当然デメリットも出てまいります。自然災害による損傷リスク、自然災害により施設が損傷するリスクがある。その場合、復旧費用など多額なコストが必要となる可能性がある。自然災害については、既定の設計基準や強度を考慮することはもちろんであるが、設計基準を超える激甚災害の発生可能性は高まっている。また、その場合に周辺の構造物を損傷する可能性もある。屋根の架台、固定アンカーが損傷し、建屋の防水機能を損傷するなど、設備

の供給運用に係る想定以上のメンテナンスコストの発生、設備と既設の維持管理のため定期的な設備メンテナンスや予期しない自然故障等により想定外の補修費や修繕費の負担を生じる可能性がある。設備の老朽化によるリプレース費、撤去費の負担、施設老朽化による大規模なリプレースが必要となった場合は多額のコストが必要となる。また、リプレースを行わない場合、施設の撤去やリサイクル、処分費等の負担となる必要があると。特に離島の性質上、島外搬出など本土に比較し割高となる。

概要は以上でございます。

○議長（寺田 優君） それでは、説明を終わります。

これより質問のある方の質問を受けたいと思いますが、質問のある議員は挙手してください。
前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 質問させていただきます。質問というか確認です。

この最後の説明してもらった事業の実施意義というところで、停電や火力発電所の燃料補給ができなくなった場合にも太陽光発電や非常用発電機によるエネルギーを確保するというのはもっともかと思うのですが、要は想定しているのがどれぐらいの期間を、例えば発電燃料が滞って島の発電所が発電できないと。例えば1か月間発電できないのか2か月間発電できないのかというのは想定されると思うのですが、それに合わせて非常用発電機の燃料も併せて保管しておかなければいけないと思うのです。だから、その辺をどれぐらいを想定しているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

取りあえず太陽光のほうで太陽が降り注げば、ちょっと中にも記載させていただいているのですが、脱塩施設を回すことは太陽光だけではちょっと厳しいです。取りあえずタンクに关しましては、取りあえず今300リットル、発電機のほうに入れる理由に关しましてというか、軽油になるか、すみません、量に关しては取りあえず300リットルのものを予定させていただいています。

〔「どのくらいかな」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 1日半ぐらいです。

〔「1日半で終わっちゃう」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） はい。ただ、脱塩のほうは太陽光の設備が動けば雨水、急速ろ過のほうは回ると。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 300リッターというドラム缶1本が200リッターですよ。1本半分の予備しかない、燃料しか保管できないということ。ちょっとそれは少なくない。

〔「消防法」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） そういうのがあるのか。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 前田議員の質問にお答えいたします。

消防法の規定によりまして、設備に置けるだけの燃料の量が、無制限に置けるわけではないらしくて、置けてもたしか最大で1トンぐらいだったかと。そうすると300リットルで大体1日半ぐらいもちますので、1,000トン仮に置いたとしても、やっぱり4日、5日ぐらいが、いわゆる施設として置ける法律上の限界です。それまでに発電所だとかにうまくあれが戻ってくればというところになりますけれども。ただ、太陽が降り注げば雨水をろ過するのにそんなに電力は要りませんので、そちらは回せるよという形になりますので、四、五日あれば多分どこかで晴れるのではなかろうかとは思っております。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） おととしか先おととしか、要は2年前、3年前ぐらいだったと思うのですけれども、どこかの島で、たしか橋か何かが壊れて、水も燃料も行き渡らなくなったという事故がありましたよね。瀬戸内海だったかなどこか。要はそういう事態、災害という利島の栈橋が壊れたと。船が着かないということになったら、1週間や2週間で、では船が着けられるようになるかといったら、とてもではないけれどもそんな短期間で修復が利くとは思えないのです。そうすると、やっぱりその法律云々というのは分かるのですけれども、それなりの保管用の設備とか、取りあえずもう造るしかないと思うのですけれども、2週間とか少なくとも14日とか30日とか、それぐらいのスパンで非常用発電機が回していけるよというようなことを考えていかないと、太陽光で確かに雨水の浄水はできるかもしれないけれども、それ以外はできない。それもそういう災害ということになれば、今雨水ためているタンクありますね、あれそのものが破損するということも考えられるわけです。そうすると、井戸ポンプの場合には地面ごと入れるので、その井戸が壊れるというのはあまり考えられないのですけれども、貯水タンクは地上にありますから、壊れる可能性はあります。そうすると頼りはポンプ。そうするとその太陽光だけでは電力は足りないということになるので、やっぱり非常用発電機の燃料を何とかクリアしていただく方向で考えてほしいと思うのですけれども。

以上です。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 恐らく一定数量さっきの1,000リッターを超えてくるとまた有資格者、俗に乙4、正式名称が出てこない、危険物取扱者でしたかの人が必要になってくるのですけれども、現在うちの職員で……

〔「いる」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 村長がお持ちだそうなのですから……

〔「いるようになった」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） いるようにはなったのですけれども、もともとのところで有資格者が今いませんというところで計画させていただいていましたので、そちらのところで超えないようにというところで、最初はスタートしておりますので、そちらのところについてはちょっと方針というか計画のところではなかったといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 先ほど課長が述べたとおり、計画の段階ではそこまで想定していなかったということですが、島内事業者、それからいろんな方法で、協定ですとかそういった場合には融通してくださいといったような協定を結ぶとかというようなことで、ちょっと柔軟に考えていきたいなというふうに思っております。確保量を増やすということも含めていろいろ検討していきたいなと思います。

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

ほかにございますか。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 前田議員もおっしゃっていましたが、これどれぐらいの災害を考えているのですか。要は、燃料が入らないということは、栈橋が駄目になるということですよ。そのとき、一月や二月では栈橋は終わらないと思うのです。この要は1日半の燃料でももたないし、では1トン置いておいてももたないと思うのだけれども、役場としてどれぐらいこの燃料がエネルギーが入らないと想定してこれデメリットに書いてあるのですか。どれぐらいの日時を想定しているのか。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 石野議員の質問にお答えします。

こちらに関しまして言いますと、例えば高圧線が風で切れてしばらく東電の発電の見込みが立たないとか、そういったときでも電力を供給できるというのが大きなテーマでございまして、栈橋が

壊れるまでになったら、恐らくもうその場合は全島避難みたいな形のほうが賢明だと思っておりますので、今回の計画にあっては、一般的に停電から復旧するまでの1日なり1日半なり分を浄水場単独で動かせるようにということをちょっとテーマに考えているところでございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、要は高圧線が切れたとかそういうことを想定しているということだけ。去年ですか、高圧線が切れて浄水場も断線だと。それで大島から業者が来て、たしか1日で直ったはずなのだけれども、それにしてもはちょっと考えが甘いような感じもするので、メリットもいっぱい書いてあるけれども、要はデメリットでもし災害が起きたというときに、ではソーラーシステムも無事なのかというのものもある。もしソーラーが壊れたとすると、これは今度復旧作業というのがものすごく大変なのではないですか。メリットは確かに壊れないとすれば、前村長が言ったように100年だ200年太陽が降り注ぐのでいいけれども、災害になっても壊れた場合のデメリットも書いてあるのだけれども、これの修理にかかる費用とか日数とかというのは何にも考えないで、例えば1か月でできるのか2か月かかるのか。多分発電所がもし生きていますとすれば、桟橋が壊れたとしてもヘリコプターで持ってくるかも分からないし、どれぐらいの想定で、要は1日半だと言うけれども、東電も切れて3日も4日も高圧線をそのまま野放しにしておくわけではないので、それで1日だけ回せばということだと思えるのですけれども。これこういうことを言うと悪いのですけれども、要は浄水、真水のほうをやる分には太陽光でできるけれども、ただ非常用発電機もありますよね。壊れてすぐ回すと1日半ぐらいだから、よっぽど大しけでない限りは大島から修理班が来るはずなのだけれども。前田議員が言うように1トンぐらいに、もしあれするのだったらタンクを造るとか、そのほうがいいのではないですか。利島の多分いろんな業者もあるので、ほとんど軽油かな、今業者が使っているものは。なので、一応容量を例えば300リットルではなくて1キロ入れるようにするとか、そういうことを考えることはないですか。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 石野議員の質問にお答えします。

今いただいたとおり、300リットルのタンク1つでは当然心もとないと思っておりますので、消防法、ちょっと今危険物のその資格の関係もありますので、うまくドラム缶みたいな形で置ける分だけ置いておきたいなどは当然思っております。その上で、ちょっとそこをまた相談かと思っておりますけれども、ドラム缶の形で置けるものも当然用意はしておくつもりではおりますが、ただ1か月もとなるとなかなか難しいところがございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

○4番（石野 治君） いいです。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は何点か伺います。

今冒頭、前田議員で、それから継続して石野議員から関連ということで質問がありましたけれども、私も関連して少し確認を含めて、今の前田議員が提起した問題から入りたいと思っています。気になっているところでしたので。

前田前村長のときの説明と、結局この間実施に至らなかったわけけれども、本来なら昨年の事業、予算的には今年度の事業で完成していたはずなのだけれども、それが債務負担ということで持ち越していると、こういう経過です。来年度、新年度予算で着工するわけですけれども、債務負担を伴って、予算的には、どうも答弁を聞いていまして、少し前田村長の当時からの答弁と現村長における元での答弁との相当の食い違いといいますかギャップがあるような感じがしています。というのは、今聞けば太陽光をつけるのが1日半かせいぜい2日、長くて3日ぐらいなのだと。3日とは言いませんでしたけれども。そうすると300リッターで間に合うのです。大型のものを取らなくても。この提案しているか説明の中のエンジンだと。1日半電気が灯るというのだから。だったら1日半か2日ぐらいなら、あなたもちよいと免許はどうだか知りませんが、それこそあとドラム1本あれば余ったものだと思うのです。こういうちょっと整合が図れないという答弁がある感じがしています。

それから、何よりも1日半ぐらいの災害時のために太陽光をやるのかということですが、ならば、費用コストからして1億2,400万ですよ。調査費、設計費は込みだというからこれを超えることはないのしょうけれども、それを考えたときに、そこに示されている100キロワットアワーですか、発電機が。ディーゼルだかA重油だか分かりませんが、これは機械の代金は幾らぐらいになるのですか。前にある東電の職員が前田村長との話をしたときに、村長室へ私も同道したのですけれども、前村長の下にカタログを出してあるのです。見ているかどうか分かりませんが、想像ですとエンジンが大体1,000万もかからないでしょう。その当時のカタログを持ってきているはずなのです。

それで、しかも私聞きたいのは、関連してお伺いしますが、この100ワットアワーと太陽光における発電が37.何ワットアワーです。140ワットアワーの発電力があるわけでしょう。これ確認しましょうか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） こちらの資料で見たいのでありますが、37.6ワットを今のところ想定していると。それで、先ほど来の質問から災害時、それから非常用発電というところがクロー

ズアップされているようですが、私もずっとこの数週間聞いていく中で、非常時というのももちろんあるのですが、それよりも通常時のランニングコストの低減というところが大きいというところで判断しております。というのは、年間500万弱ぐらいあるところは、ここでいくと100万近く減るということが一番のメリットなのかな。今浄水施設の更新が進んでおまして、水道料金の転嫁ということも少し考えなければいけない中で、こういったところもメリットとしてはあるのかな。総合的に判断して今回事業実施というふうに私の中で判断しました。そういうことです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 分かりました。何か聞きますと、災害対策というより常時の問題ですね。

〔「災害というかそれも……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） もだけれどもね。だけれども、災害というのは1日半か2日ぐらいしか想定していないわけです。先ほどの答弁を聞いていると。それで、しかも1トンなんていう話も出ました。1トンも何も入れやしない。せいぜい300リッターか400リッターあれば足りると思うのです。非常時に1日半やエンジン回すのには。ということは、災害対策としては大したことはないのだと。そんなに大きな問題ではないと。それで、しかも先ほど石野議員の説明もありましたけれども、1日半か2日ぐらいではもう東電が動いてしまうと。復旧してしまうのだと。配線から何から含めて。水道へ行くときの電線が例えば遮断、切れたと。あるいはトランスが落ちたと。したとして、1日半か2日ではもう回復してしまうと。その限りでは太陽もそれから非常用の発電機も不要なわけです。その限りでは。水を出すという意味では。1日か2日で復旧してしまうのだから、東京電力の電気は復旧してしまうわけです、1日か2日で。

〔「その間はどうすればいい。その間は。その復旧するまでの間」と

言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） だから、それは置いておいて……

〔何事か言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いやいや、置いておいて。そうすると、それは置いておいてですよ。そうすると、災害復旧対策は1日か2日半のための対応でしょう。その間というのはそういうことですよ。そのためのということでしょう。そのために非常用の発電機の話をするのではないのです。太陽光の話をしているわけです。そのために1日か2日ぐらいのために1億2,400万をかけて、災害対策とはいっても、太陽光をセットするわけです。だから、災害対策というのは大したことはないのです。ならば、先ほど言いましたように、非常用の発電機のもっとでかいものをつけて、1日か2日回せばいいと。災害用と言うのならそうなるわけ。年がら年中災害が発生するわけではないから、それでしかもそんな長期は想定していないのだから。だから、そういう意味で確認しているわけです。

今、村長が言う通年の通常のコスト、これが下がると、貢献するのだと。あといろいろ言ってい

ますよね。カーボンがどうだとかいろいろ含めて。地球の温暖化ということもあるでしょう。そういうことのほうへ触れていくわけですが、コストの問題で九十何万ですか、93万円、年間安くなるということなのでしょうけれども、そこでお伺いしたいのですけれども、電気料というのは283万円ありますと。これが今水道にかかっている費用なのです。通年の電気代。年度によって多少違うかもしれませんが、1年間に大体283万円東京電力に払っているということなのでしょう。そういう数値なのでしょう。違うのですか。

〔「過去20年の平均の電気代……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） もちろん、ですから平均でもいいのですけれども、大体通年、1年間に280万前後、あるいは300万前後でもいいのですけれども、を通常電気代として村は負担しているのだと、こういう数値なのでしょう。

それで、ところがいつの計算で太陽光発電によって93万円減額できますと、こういう説明なのです。これはどういう数字なのです。というのは、私分らないのは、どこを持ってそう言っているのか。というのは、先般議案の中にいただいた資料といいますか概要説明を見ますと、メンテナンスというところが一番下のほうにあります。それで蓄電池、バッテリーでしょうけれども、これが年次5年間は1年間25万円と書いてあるのです。これ毎年毎年でしょう。初年度で25万円払えばあと5年間は要りませんということではないのでしょうか。年次と書いてあるから。そして、その中間の金額がありますけれども、10年後には230万だと。これもずっと毎年なのでしょう。

〔「年に1回ぐらい。定期的に大きいお金が毎年これかかるわけじゃないです」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） それで聞きたかったのです。そうすると、年次と書いてあるけれども、年次点検と構えとあるけれども、例えば仮に今年度と初年度、そうすると今年度25万円払えば5年間はそのままただと。

〔「年次なんで25万、25万、25万、25万」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） そうでしょう。

〔「5年目だけは少しちょっと大規模なチェックが要るから少し多めにかかりますよという、その次もまた25万、25万」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 何を。

〔「5年目、10年目だから……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 目だけれども……

〔何事か言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 10年目の230万円かかるのだけれども、その次の年からは25万ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ああ、そうなのですか。それで、その30年間の間に幾らかかるかという、

3を引くから27掛ける25万プラス230万と100万と25万のこの金額を足して、それを引いた金額ですか。これ90万というのは。

○議長（寺田 優君） 上野環建課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） こちらのほうの93万円というのは、その年次点検等とのほうのは含まれていないです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると電気代という想定ですか。電気代が1年間に93万円、太陽光をやると電気代が幾らですか、約200万ちょっとぐらいで、そうですね、約200万円ぐらいを東電に払えば出来上がると。190万ぐらいというのでしょうか。あとはただなのでしょうか。東電に払う金は190万ぐらいになりますよということなのでしょうか。

それで、そのさっき所管課長の答弁のように、維持管理費は入っていませんと。これ入れると逆転するのではないのですか。1年間で使えたときも。

追加してまとめてお伺いします。プラス、1回つくれば新品ではないのです。デメリットのところにも書いてありますけれども、途中で修理も、15年後にはバッテリーが総取っ替えですね。30年間の間にバッテリーを2回取り替えるのですね。バッテリーは幾らですか。今の値段が。30年後のバッテリー代は知りませんが。この1億2,400万のうちの中のバッテリー代は幾らですか。

○議長（寺田 優君） 上野環建課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません、ちょっと今具体的に資料は手元にないので、金額もちょっと込み込みで数字いただいていますので、ここのこれだけをこれというのを、ごめんなさい、今言えないです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 込み込みで要するに契約するから認めると、こういうことですか。

〔「一式の……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 一式で。何が幾らというのは関係ないのだと、簡単に言えば。そういうことでしょうか。何が幾らなんていうのは積算はいいのだよと。丸太だと。それはないのでしょうか。少なくともバッテリーとパネルとは別問題です。商品も別だ、工事費だってあるのでしょうか。ところが、工事費だとか品物代なんてもうごちゃで、もう全部で1億2,400万、細かい内訳は聞かないと、そういう発注契約ですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） プロポーザルの部分でオンラインで説明、同じようなところを受けました。それで、この会社、千代田システムズさん、それからコンサルタントの方の説明を受けた結果、部品、製品はそれぞれやっぱり違って、相性とかもあるようですが、何より一番この島に合っている、太陽が出たときには充電して、出ていないときには放電してとかと、そういうようなことも含めていろいろ考えた結果のこういった採用だということのようで、こちら側がどの部分にどの業者とかというのは特に指定していないと。トータルパッケージでのお話だというふうに伺っております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうしますと、15年後にはパネルから何から全部総取っ替えですか。

〔「パネルは30年」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） パネルは30年と書いてありますよね。バッテリーは15年と書いてありますよね。これそのときに幾ら払うのですか。

〔「そのときの値段」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） もちろんそのときでしょうけれども。だから、当然そのときにバッテリーが幾らと分かるのではないのですか。やってみなければ分からぬみたいな話なのですか。だって30年後、10年後には230万円かかりますよと、初年度。ここまで見積もっているのです。そして以後25万と、その後永久に25万ですよ。もちろん30年すればペアになってしまうから。そのときは総取っ替えでしょう。そのときに幾らかかるかはいいです。30年後の予算までここで論じてもしようがないので。だって少なくとも10年後には100万円払うのですよ。誰が払うか知らないけれども、誰がということは村が払うのは分かるけれども、住民の皆さんが払うのです。後世の人たちが。10年後には230万払うのです。以後ずっと25万、30年まで。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 今太陽光だけに特化しているお話ですが、毎年かかるものはいろいろあるもので、それと同一の考え方でいっていただければなど。違いますか。と判断しております。やはり常に更新チェックしてもらわないと、そのもの自体が寿命を迎える前に壊れてしまったりとかということもあるので、この会社というかこの製品の保証をする上でこういったことがあらかじめ決められているのだということです。その30年ぐらい、おおよそ30年の太陽光パネルの寿命だとして、その先、電池もそうですけれども、その先の値段は今の時点では想定しておりません。それは想定できません。なので、取りあえず今の製品がその寿命を迎えるための点検、メンテナンス費用だということでご理解いただきたいです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私なんか率直言わせてもらいますと、もちろん30年後に同じ商品があるかないかも分かりませんし、30年後にはこのくらいのパネルがあれば1軒分ぐらいの通常の30ワットから60ワットぐらいの家庭で使うのはせいぜい60アンペアぐらいまででしょう。60アンペアぐらいが最大、もう大きな家庭でもそんなものです。普通はもうかつては10アンペアぐらい、冷蔵庫も何もないときは。今は大体30ぐらいでしょう。こんなものの電気だったらこのくらいの鏡みたいなパネルがあれば大丈夫ですよというのは、そういう時代が来るかもしれない。漫画みたいな話かもしれませんが、そのときの話をしても今しようがないわけで、今村長が言うように。値段なんか分かりませんよ。都合30年後の予算の話をしていても、事業費の話をしていても。ただ、言っていることは、25万だけ決まってしまうているのよ、これ。30年後も。31年後も25万で35年後も100万だなんていう、そこまでは言いません。60年後が幾らなんていうのは言いませんけれども、この事業についてこのパネルをセットすることによって30年間は毎年毎年25万払うのでしょ。その区切りの年には、100万払ったり230万払ったりするわけだね、1回といえども。こういう話でしょう。それを抜けば30年間ずっと25万払うのです。具体的には27年間。これは決まっているのですか。これも込み込みですか。これは別なのでしょう。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 別でしょう。それで、もちろんこの間に修理かかれば別に払うわけで、それは点検に来れば書いてあるけれども、人件費は別でしょう。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 笹岡議員の質問にお答えいたします。

こここのところ毎年25万かかるというコストの話ばかりをずっとされておりますけれども、今東京都では民間事業者が造る住宅に太陽光パネルの設置を義務化するだとか、都有施設について全部太陽光パネルをつける条例も今検討されているところがございます。どうしてこんなことをするかというと、今世界規模で進んでいるこの温暖化を何としてもみんなで食い止めるためにやっております。そのために世界全体で2050カーボンゼロ、議員が所属していらっしゃる日本共産党も気候変動を打開するエネルギー政策へ転換し、地域の住民に依拠した再生可能エネルギーの推進をということをおっしゃっております。そういう意味で、みんなで何とか力を合わせてこの目先のお金ばかりではなくて、これから先の気候変動を止めるためにみんなで力を合わせていくことが大きな目的でございます。その中で25万かかって、それはコストの問題はございますけれども、まずは何としてもこの温暖化、それこそ魚が取れなくなってきたのもそうですし、そういったところを食い止めることが大きな行政としての役割でもありますし、他島だとかほかの市町村を含めてそこに範を示すところではないかと考えているところがございます。その上で、こういったメンテナンスコストに

つきましては、今後業者等との契約の中 devenir べく安いところ、コストがかからないところを工夫しながら契約等でしていきたいと思っております。全てお金のためにやっているわけではなくて、あくまでこういった地球全体でのカーボンゼロを進めていくことに私どもも同意して進めているところでございますので、お金ばかりの話をされていると、それはなかなかちょっと難しいところもございまして、そういったところもご理解いただければと思います。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今ありがたいことに、私に代わって日本共産党のこの問題に対する2030といった話をしましたけれども、その30年度までには50%の、皆さんがよく使われるノーカーボンだか、それはそうです。私もその点では同じ、党员でもありますけれども、それについては異論を唱えているわけではありません。今お金お金と言うけれども、お金のことを聞いているのです。負担するのは住民だから聞いているのです。何も払うのが嫌だとは言っていないのです。払うべきではないとは言っていない。住民の皆さんの署名も取りました。表立って取れているのは太陽光発電に反対という署名が百数十名あります。三十数名だか忘れましてけれども。これも見ていただければ分かる。太陽光そのものに反対はしていないのです。太陽光そのものには。ただ、説明が納得できないと。例えばそもそも今ここで言うのは恐縮ですけども、現村長にはそれは関係ない。議員としては関係があったのでしょけれども。前のときは冒頭、この太陽光が今村長が言うようなことでのサークルではなかった。利島村の電気代を安くする。住民の電気代を。それも試験的に、体育館だとか診療所の上につけるとか、あるいはここへ教育委員会につけるとか、あるいは水道につける、あるいは太陽光用の住宅のモデルハウスを造る、そういう計画があったのです。議員は、今の職員たちは副村長を除いてはみんな知っているはずなのです。それはちょっと横に置いておいたとして、経過を置いておいたとして、本題というか今の話に戻りますけれども、私が聞いているのは、金ばかり金ばかりで共産党だって賛成しているのではない。

〔「そういうことじゃないの」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） それはそうですよ。太陽光そのものに自然破壊につながっている温暖化というところで、つながっていることについて反対はしていないのです。利島の住民の皆さんもそうです。ただ、言っているのは今そこかと。今。要するに負担があまりにも重いと。それで、ほかにやることがあるのではないかと、ここなのです。それで、しかも住宅の電気代なんか安くないのだよ。水道料金下がりますか。それで、お金お金と言うけれども、発電所の金より負担がかかるのですよ。それを明らかにしているわけです。住民にとってどこにメリットがあるのだと。そのために前村長は、棧橋が壊れて燃料が入らなくなって困ると。今みたいに1日や2日の話はしていなかったのです。棧橋が壊れて長期間発電所に燃料が入らなくなったらどうするのだと。この説明だったのです。それは過去の村長のことだから、今とは違うのだと言えばそれはそれまででしょう。この負担行為に

については明らかにすべきではないですか。別に太陽が云々はさて置いて。どんな事業だってそうでしょう。どんな事業でも。設計の中身は仕様書を含めて当然出てくるのです。道路を造るといっても何が幾ら、いやもう丸ごと注文してありますから分かりません、これはないと思う。私は、あまりに説明が何か不十分ではないかということでお伺いしているのです。益の部分、片仮名で言えばメリットの部分、これは分かるけれども、デメリットとはそうではないという意味だよ。数学的にはプラス・マイナスの面だ。マイナスの面です。このマイナス面があまりにも、どこまでをマイナスと見るかはともかくとして、それは物を造るときは当然傷み、いつまでも新品で光っているわけではない。道路だって傷むのだから。一見傷みそうもないけれども、コンクリートの道路なんか。腐りそうもないし。それは傷むのは分かります。だから、そういう意味で、負担行為がどのくらいかかるのかということ明らかにしようとしただけです。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 負担行為に関しては、お手元の資料で示しているとおおり、メンテナンスコストとしてお示ししていると考えております。さらに、追加の資料で今後のリスクとして特別なことがあった場合は、それ以上の負担があるということも含めて、メリットだけでなくデメリットも含めて説明をしているというふうに思っております。当初予算の段階で可決されたこの事業を執行するという責任も同時に発生してきております。その上で今回このように臨時議会という形で契約前にご説明をしているということになっているので、一応私のほうとしては誠意を尽くしているというふうに思っております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから、尽くしているのしょうから質問には答えてくださいよということです。誠意を尽くそうとしているのだから。それについては説明してくださいと、こう言っているわけです。それが今言っているのです。言葉尻を取るつもりはありませんけれども、しかし実態とすれば丸太でやっているから分かりませんと、これはないでしょうと言っているわけ。その何とか片仮名に書いてある、プロポーザルですか、これだから。これは要するに特殊な業者、特殊な事業であり、かつ特殊な業者という意味なのでしょう、簡単に言えば。平たく言えば。一般競争入札、誰でも応募資格のある、また技術力もある、そういう仕事ではないのだ。だから、誰でもどこの業者でも、この数がいっぱいあればそれはこういうことは言えないと思うのだ。建築会社みたいにいっぱいあれば。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） すみません、負担の話が出ましたので、まず導入に係るお金につきまして

は75%ほど補助が出ますので、村の持ち出しについては約25%程度になります。今回お示した概要の中でのメンテナンスコスト、試算、私が今計算した限り、これから10年間で係るコストとしては約800万円、当然契約の中で私どもなるべく安い業者を探していきますが、一方で年間93万円、ただ今電気代がどんどん、どんどん上がっていますので、年間100万円、10年で1,000万ですので、電気代の節約だけでも新たに係るメンテナンスのあれを上回っているのです、メンテナンスコストを考えてもこちらを入れたほうが、金額だけ見てもとんとんよりもっと安くなるような形ではないかと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから聞いたではないですか。93万円安くなるというから、これ見る限りなお結構ですよ。今まで280万円もかかったものが、今度は190万ぐらい東京電力に払えば済むのだから、この限りではめでたしめでたしです。ところが、先ほど私言いましたように、通年のかかるのは、今村長言ってくれたけれども、800万だという……

〔「10年」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） そうそう。それがだからさっきから言っている25万掛ける27年分プラス100万円と230万円、30年間計算するとね。

〔「非常用発電も含めて800万です」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いやいや、私が今言っているのは太陽光のメンテナンスだけ。それだけで10年、初年度はともかくとして、25万ずつ27か年掛けるわけですよ。そうすると30年間の中で幾らかかりますかと、こういうことを明らかにしたいわけだ。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 今回の太陽光パネルのメンテナンスに係る費用ですけれども、お示したシートによりますと10年間で531万円、30年になると1,591万円です。一方、年間約100万円ぐらいの節減効果がございますので、10年で1,000万、30年で3,000万円ということになりまして、いわゆるパネルに係るメンテナンスコストよりも、このパネルを導入したことで安くなる電気代のほうが大きいということになるかと思えます。また、今どんどん電気代も上がっている部分もございますので、あとは何よりもこのゼロカーボン、2030年のカーボンハーフ、2050カーボンゼロに向けて、こういった小さな自治体ではございますけれども、そこに対して我々も参加できればなということと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そのノーカーボンはいいのです。先ほど言ったように共産党も進めているの

だから。それに抵抗したり反論したりしているわけではないのです。一致しているのだから。

〔「そう見えますよ」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 見えますではないのだよ、聞くことに答えてくれればいい。それを答えようとしないからそういう話になってくる。だから、今言った500万ぐらいだというのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 10年で。そうすると、それだけで年間で割ると50万ですよ。そうすると90万から50万引くと40万の利益です。計算上は。だけれども、その間にそれは新品で光りっ放しの機械で。これをただメンテナンスだけだから。ところが、15年後にバッテリーを取り替えるわけだよ。幾らかかるか知らぬけれども、そんな二束三文とは思えない。微々たるものだということには。同時に、デメリットのところにもあるけれども、災害はさて置きましょう。地震で壊れたなんていうのは。これはそこが太陽光だけが壊れるわけではないだろうから。そうするとそれも修理しなければいけない。人件費もかかる、当然別なのでしょうから。そうすると、安い安いということにはなりませんという、ここはお認めになりますかと聞いているのです。そのこととノーカーボンで地球の温暖化が防げるよ、全世界の共通課題だよということは、これはこれで分かっているから、その説明はいいのです。村長は、逆に言うとカーボンのためには国民が等しく負担しようではないかと、このことを呼びかけてこの事業を展開しているのだと、こういうことになるの。逆に言うと、あなたは私が共産党も賛成しているではないかと言うから、それはそうですよ。賛成どころではない、増やせと提案しているのだよ。そのためには2030年までには減らしなさいと、政府より早い。

〔「じゃあどうしたらいいの」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 何を。

〔「減らすためには」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 減らすためには、だからノーカーボンをやると言っているわけです。

〔「やればいいじゃない」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） そうです。そのとおりです。

〔「じゃあやりましょう」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） やるのだけれども、負担を聞いているの、どうやって……

〔「説明したじゃない」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） だって少ないではないですか。多いのでしょうか。

〔「安く、うちのほうが……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 金額は、今の金額だけで50万、メンテナンス料が年に割ると。そうすると40万ですよ。90万から50万引けば。

〔「今はそういうときではないので……」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ノーカーボンと温暖化はいいですよ、分かっているのだから。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 笹岡議員の質問にお答えします。

先ほど間違えて、太陽光だとか畜電池に係るコストが10年間で531万円で、一方電気代が浮くのが900万円ということで、そこだけ見ても一応黒字と言ったらあれですけども、なっちはいますけれども、かねてからこの太陽光の導入に当たって安さばかりちょっとやってきたのは、実際にいろんなことを計算していくと、そんな必ずしも物すごく安くなるわけではないというのはちょっと認めるところでございます。そのとおりです。ただ、10年間で見たら少なくとも損はしないような形にはなっているかなと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それプラス施設費です。1億2,400万。先ほど75%と言いましたけれども、大体村が3,000万ぐらい持ち出すわけですから。国だか都だかあるいは両方含めて、これ都不是ないのでしょう、国だけでしょう。

〔「都もあります」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 窓口は都かもしれないけれども。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません、お答えします。

国のほうで75%、都のほうでその残りの25%、半分ですか、ただその「非発」とか除いて、対象になるものとならないものが当然ございますので、非常用発電機とかはもう全部単独で100%村ですけども、その75%、残りの半分は東京都さんにお問い合わせできる……

〔「87.5%」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 75%足す12.5%ですか。

〔「どっちどっち」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 75%が国、だから残りの25%のうちの半分で12.5%が東京都。合わせると87.5%。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると都と国でもって約90%近い補助金であると。ならば約1割としても村負担が1,500万ぐらいですか。それは起債はないのですね。起債は起こさないのですね。

〔「起債は起こさないです」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） その一般財源で。ああそうですか。分かりました。

それともう一点、今度は図面のほうを見てもらいたいのですけれども、これはイメージ図と書いてあるから訳分らないけれども、指摘と言えば指摘になるかもしれないのですが、これは確定図面ではないのでしょうか。平面図は。これでなければならぬという図面ですか。このように設計しますという平面図を描くときに配置はこれですと、どう見たらいいのですか、イメージ図、イメージというのは。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

イメージ図で描いているのは、もともと今回の設計施工一括方式で公募をかけているわけですが、業者さんに対して手を挙げてくださいということで公募をかけているのですけれども、その際に使っている図面でごさいます、実際の設計はこの業務の中で行います。このとおりに造れというわけではない。多少配置も変わる可能性もごさいます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ちょっとお伺いしたいのは、お伺いというか今課長の答弁でほとんど納得しました。分かりましたけれども、一言申し上げますと、配慮してもらいたいというのがあるのだけれども、浄化槽の場所が、この図面で言うと右端のほうにあるみたいなのです。施設の東側の端。それで間にこのある一定、要するにバッテリーを並べ建てるこれ保管庫でしょう。バッテリーを保管する。幾つ保管するか分からないけれども、これがあるとバキュームが入れないという、動かせないものなのかどうかということで。それで、どこに関係してくるのか分からないけれども、バキュームが動かせないのであれば浄化槽を移してもらいたいというようなこともあるのだけれども、これは決定した図面で今聞いて、どうとでもなるという言い方悪いけれども、これで決定ではないというか、その辺はひとつ配慮してやってほしいとは思っています。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） その辺は入るように入れさせていただきます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それから、関連と言えば関連、小さくて読めないのだけれども、その太陽光バッテリーの置場というのでしょうか保管場所というのでしょうか、アレイの隣に屋根置場みたいな、屋根置き何とかと、字が見えないので読めないのだけれども、これは何ですか。屋根何とかと書いてある、屋根置きとか……

〔「屋根置きです」と言う人あり〕

- 3番（笹岡壽一君） 屋根置場とか何とか。
〔「パネルを屋根に置く。屋根にパネルを置くということです。屋
上に置くよというだけです」と言う人あり〕
- 3番（笹岡壽一君） だって、これ部屋の中に全部置くのではないのだから。
〔「いや、屋根です」と言う人あり〕
- 3番（笹岡壽一君） 屋根でしょう。
〔「はい」と言う人あり〕
- 3番（笹岡壽一君） 四角に図面があるではない。アレイの隣に。
- 議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。
〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕
- 環境建設課長（上野 崇君） すみません。もともとの公募の図面だというところで申し上げたの
ですけれども、公募のときにここに何キロワット、何キロワットという数字が入っていたのです。
その太陽光パネル、ここだと36キロワットというところでイメージ図として入っていたので、36キ
ロワット。
〔「建物じゃないんですか」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） 建物ではないです。単純に数字が、公募で提案いただいた数字、こ
ちらの37.6キロワットと違っているので、混乱するとよろしくないなというので、その数字は隠し
た。
〔「それじゃアレイというのは何」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） アレイというのは太陽光パネルを……
〔「ここには何の建物もないです」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） ここに書いてある野立てと言っているのは、直接下から上げますよ
というところで、その屋根置きというのは、そのここの施設の上に屋根に置きますよと、郷土資料
館と同じように。
〔「その野立てというのは……」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） は地表から行くという。
〔「図面なんですけど」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） 地面に置く太陽光パネル。
〔「ここの絵のそのことを説明……」と言う人あり〕
- 環境建設課長（上野 崇君） そうですそうです。
〔「分かりました」と言う人あり〕
- 議長（寺田 優君） ほかにございますか。
井口議員。

[5番(井口 保君)登壇]

○5番(井口 保君) 簡単な質問をさせていただきます。

これは担当課長のほうで把握されているとは思いますが、要するに太陽光パネル80枚使用になっているのですが、これ1枚大体幾らぐらいか分かりますか。

[「分からない」と言う人あり]

○5番(井口 保君) 分からない。そうですか、それは結構です。

それと、今現在パネルを使っている、日本全国いろんなところで使用されているわけなのですが、今問題になっているのは壊れたとき、どこで引き受けてくれるかということが結構話題になっているのです。それで、うちのほうでもこれから太陽光パネルを浄水場のほうに大分できる80枚ですか、そうするとそういったときに万が一、3分の1でも何でも構わない、もし壊れましたといったときの搬出先として、この請け負っていただける業者さん、そこが引き取ってくれるのか、それとも村のほうで搬出先は探せということなのか、どういったことなのか、ちょっと分かったら教えてください。

○議長(寺田 優君) 上野環境建設課長。

[環境建設課長(上野 崇君)登壇]

○環境建設課長(上野 崇君) お答えします。

そのときに実際パネルが例えば1枚壊れましたとなったときには、恐らくというか修繕工事契約を結ぶことに、額が小さくて実際に契約書を起こすかというのはちょっと別として、そのときに発注費用で取り替えた部品は適切に産業廃棄物処理業者に引き渡せという仕様が入っていれば、当然その中でやってくれと、その業者さんが適切に引渡しをなささいという仕様でございますので、そちらはその業者さんから処分業者、処理業者ですか、引き渡すという仕様で発注すると。その業者さんから引き渡しているというところでございます。

○議長(寺田 優君) 井口議員。

[5番(井口 保君)登壇]

○5番(井口 保君) これを私この場で確認したかったわけなのです。というのは、後々これが各方面で問題になっていくのです。要するにどうするのだと。それで、それが最後に今度は村のほうで全部やりなさいと言われたとき、村のほうは相当な負担がかかるので、うちのほうとしては、今担当課長が説明していただいたように、そういったことになっていくのであれば、これは大丈夫だろうと思っています。そこで一つ、利島の場合は搬送費用が結構かかると思うのです。そういったことで、物は業者さんからそういった廃棄物処理のほうに回っていくかもしれないけれども、そのときの搬出費用というのは相当な負担がある程度かかってくるのだらうとは考えているのですけれども、要するに運賃です。貨物船で積み込むようになると思うのですが、そうすると、そういったときに、こういったものは東京都のほうでは今現在、東京産物については割引率があるわけなの

です。それで、今これから何かちょこっとした話を聞いたところ、今見直しをされているということをお聞きしたのですが、そういったときにこういったパネルとかそういったもの、要するにカーボンゼロに向けての産物だから、それは要するに東京都のほうでもそういったのをある程度見ていただきたいと思うのですが、その辺は公表はしていただけるのですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 太陽光事業に関しては、恐らく後発自治体でもあると思いますので、先々そういった事例がほかの自治体で出てくると思っております。そうでなかったとしても、今から東京都にお願いするというのがどうなのか、ちょっとまだ今の時点ではお答えしかねますが、その際には相談させてもらいつつ、最適な方法を考えていきたいと思っております。現時点ではまだ協議しておりません。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 確かにそうだろうとは思っています。要するにまだ当初でもこの太陽光パネル総合、全体的に各島やっているわけでもないし、あるところでは地熱発電を利用したり、いろんな今現在カーボンゼロに向けて動いてはいますけれども、利島については、太陽光でカーボンゼロを目指すのだという方向性を出しているのですから、全体的に利島が今現在では太陽光については先頭を走っているのかなと。ただ、他島でも今頑張ってカーボンゼロに向けて動いているみたいですが、前村長もそのためにカーボンゼロを目指すのだということでこの事業を計画していたと思っています。そういったところで、今後大変な事業にはなっていくと思うのですが、とにかくやっぱり2050年にはカーボンゼロなのだよということを国自体でもやっていますから、そこに向けて利島も何としても頑張っていつてもらいたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） これちょっと教えてもらいたいことなのですが、ソーラー1枚発電量470ワットですか。これ1割割れた場合、470ワットだけで済むのですか。80枚つなげてあるわけでしょう。途中の1枚がメガソーラー、ガラスというのかな、傷がついたとかそういうとき、1枚の要は発電量というのかな、これ470ワットが消えるだけなのか、それとも1列が全部駄目になるのか、そういうことはまだ分からない。ちょっと教えてもらいたい。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） どこが壊れるかというのも確かにあると思うのです。パネルの上のほう例えば傷ついたかというところであれば、470ワットのうちの幾分かが発電できなくなるということになると思いますし、例えばずらっと並んでいましたといったところで、例えば並列につないでいましたというところのこのつなぎのところが途中が駄目でした、あそこの例えば線が切れてしまいましたとなれば、ちょっとつなぎ方、実際に設計がされないはまだ何とも言えないので、お答えできかねるのですけれども、いわゆる中学校理科で言うところの配線の並列つなぎのところをつないでいるところのどこかが切れてしまうと、直列だった場合はこの並びのところ1列駄目になってしまうでしょうし、並列でいったら470ワットの例えばこの線が切れてしまえば、それは出なくなるでしょうしというところで、事象によって要件が変わると思いますので、具体的などころはお答えしかねるという回答になるかと思います。

〔利島の場合はどうやってつないでいるかが分からないの〕と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 今、設計がまだ終わっておりませんので、この事業の中で設計していただきますので。

〔影響がないようお願いを〕と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） そうですね、なるべく影響がないようには考えて設計していただきたいと思いますけれども。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） この印をつけておいたのです。さっき落としまして、確認の意味でお伺いしますけれども、メンテナンスのところで、これどういう意味があるかちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど金額、金額とこだわるように聞こえるかもしれませんが、メンテナンスのところで、役場の蓄電池と同周期でメンテナンスすることで出張費等のコストを低減と、こう書いてあるのですけれども、これは役場の蓄電池というのは、今のその関係する蓄電池ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） それで、電気にあまり明るくないので、あまりというか全然明るくないので聞きたいのですけれども、この同周期というのはどういうことですか。

〔「一緒に来てもらってセットでメンテしてもらおう」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると、セットでここを見てもらって、それから向こうも見てもらおうと、それで25万円ですか。

〔「いや、そうするともう少し安くなるのではないかなと思っております」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 榎本産・観課長。

〔産業・観光課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○産業・観光課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

こちらなのですけれども、実際のところ計画段階のあくまでも数字なのです。1年間でさっき言っていた年次点検の25万円とかそういった話もです。実際に今のうち郷土資料館の上についている太陽光パネルと蓄電池施設なのですけれども、1年間に1回、では点検しているかという、点検はしておりませんで、それでも問題なく動いていると。何か問題があったときは、データがそっちの、管理会社とは言わないのですけれども、その造ったところの会社ですか、管理している会社に行き、ここが壊れていますよとか、そういうのがすぐ分かるような今のシステムになっていますので、実際に毎年毎年では点検に来ているかというそんなことはない。業者さんのほうもそれで問題ないですよということで今稼働していますので、実際にこれを25万が本当にずっとかかってくるのかというところというのは、またちょっと実際にやっていることと、計画上のことなので、ちょっと変わってくるのかなというところはあります。先ほど言っていたものは、あくまでもたまたま役場のところで壊れているから業者さんが来るとします。そのときについてではないのですけれども、上の今度造る浄水場のその蓄電池も一緒に点検していけば、点検代と出張費のところは、要は一緒に来ているので、1泊で済んでしまえば交通費のところとか宿泊費のところは安く上がるというか、1回分で済むというようなところで経費の削減を図っていくと、こういったところを考えています。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうなのです。それを私聞こうと思っていて印をつけておいてうっかりして。この金額にこだわるという、先ほども言ったようにちょっとこだわり過ぎだと言うかもしれませんが、前村長は確かにここで答弁しているのです。メンテナンスはかかりませんと。ただ、永久には言っていない。永久とは確かに言っていないのだけれども、要するに何かトラブル、何かあったときには当然修理しなければならないときは修理してもらいけれども、保守点検は通常のメンテナンスはないのだと。それで、議員からも質問がありました。私でない議員からも。記憶していますけれども。木の枝が落ちたり汚れたらどうするのだと。誰か掃除するのだと。ほこりがたまったり塩害があったとかというのを。これ質問した議員は、私がやったという記憶があると思うのです。私ではないのです。私が質問したという記憶があると思うのですけれども、そのときに要するに必要なに応じてやってもらうと。何にもないのに定期点検で毎年毎年費用負担して、保守点検、メンテナンスというのでしょうか、それは不要だと。業者もそう言っているといつて、その点検については、費用については、何か掃除しなければならないときは、これは専門業者でないかもしれないけれども、というようなことを前村長は直接答弁しているのです。私の記憶では、だから、そういう点で今の担当課長なのでしょうけれども、答弁でそうだよなと思って聞いた

わけですが、これは必要なのですか、まだ必要ではないのですか。必要ともう決めているのですか。こっちと一緒に、こっちはやらないのですよ。1回もやっていないし、もう四、五年たつのではないのですか。三、四年くらい少なくとも。今の課長の答弁でも1回もやっていないと言うのだから。だから、そういう意味でこれは必要なのかということを確認したかった。それを落としていた。ご丁寧に5年後に100万円と書いてある。5年後だか10年後だか。5年目には100万円と書いてある。10年目はさておいたとしても。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 笹岡議員の質問にお答えします。

先ほど産業観光課長からもありましたけれども、ここについてはまだ計画段階ですので、念のためといたしますか、そういったことも含めて載ってはおりますが、実際の運用については、なるべく私どももメンテナンスフリーというか、メンテナンスしなくていいほうがいいので、なるべくこういうのがないような形にはしていきたいと思っています。ただ、ここについては計画段階ですので、ちょっと計画段階でメンテナンスなしとは多分業者もなかなか言いづらいところがあると思いますので、そこだけちょっとご理解をいただければと。実際の運用だとかの中でそこは費用がかからないようにはしていきたいなと思っております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） こだわらうでごめんなさいね。計画として、これが事業計画としてこれを見ると、30年間25万払いますとどう見ても見えるのです。ところが、もうこれ決定しているように見えるのだ。この契約と同時に。保守点検契約も同時に契約してしまうと。別途に。こういうふうを受け止められるわけ。そうするとこれは、先ほど村長、ちょっと引っかけただけけれども、村長の答弁の中に、いや、別の業者がいるかもしれないというような話もちょっと聞こえたのです。そのときになってみなくては分からないと。そうすると、この今日契約しようとしている千代田何だ。

〔「千代田システムテクノロジーズ」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） この会社が保守点検やるとは限らないというのが一つ。だけれども、普通我々とすれば、この会社が保守点検やるのだろうか、関係する会社、下請があるかどうか知りませんけれども。

〔何事か言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ですから、この会社がメンテナンスを引き続き25万円の契約でやるのかなと、こう受け止めていたわけです。ところが、いやそうとも限らないということだし、そうすると今の村長の答弁ではそれもやるかやらないか、25万とは書いたけれども、大体相手も25万で受けるのか

受けないのか、これも分からないのだと。契約の段階には至っていない、やる必要があるのかどうかも分からぬと、こういうことなのですか。もうやります、30年間25万で受けましょうと、そういう下話というか交渉というか、そういうのもあって、この会社は取りあえず当面は、その下に別の会社があるかもしれないということだけれども。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） まず、私がほかの業者もと言ったのは、ちょっと認識が違ったのかもしれないのですけれども、畜電池、それからソーラーパネルの業者、今ここでデンヨーですとか東芝のものとかYAMABISHI、書いてありますが、こういった業者は先々いろんなものが出てくると思いますという意味でのいろんな業者を先々考えてみればいいのかなというふうに思っているところです。このメンテナンスコスト、要はランニングコストの想定をしているというものであって、現時点で確定しているものではないというふうな判断です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると、どうして扱っていいか分からなくなってきたのだけれども、確定はしていないのだけれども、ああ言ったではないかということもあり得ると、くどいようだけれども。

〔「これよりかかることはなかろうと」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） だって、やるかやらないかも分からないのでしょう。前村長はやらなかったのだから。不要だと言ったのだから。

〔「そのメンテナンスを」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） はい。考えていませんと。

〔「管理はしていますから、今も。ランニングコストはかかっています」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ランニングコストは何やっているの。

〔「いや、だから向こうで管理している。そのリモートで管理している」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） だってそれは費用払っていないのでしょうか。

〔「いや、払わなくちゃならないですよ」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 何やっているの。

〔何事か言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ちゃんとそういうのは調べてやってくれないと、ああそうですか、それでは金払っているのではいいのではない、払えよということになる。村長は払わないと言ったのだから。

払っていないのでしょうか。

〔「……ですね、今のところね」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 払っていないのだよね。それで、今度も払うか払わないかまだ分からない。

〔「だから、これを超えることはない」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 何。

〔「この範囲で収まる。仮に払ったとしても」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 収まるといってもどこでこれ決めたの。業者で決めたのでしょうか。役場が幾ら、1万円で収めましょう、5万円で払いましょうと言っても業者との関係でしょう。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 役場で決めるといっても、結局という言い方も間違っているかもしれませんが、専門職、事務職ばかりで技術職、特に特殊なものでもありますので、やはりコンサルさんですとかのご助言をいただきながら想定をしていくというものであると。その中でのランニングコスト、今そのメンテナンスコストと書いてありますけれども、そういったものだと。それは、先ほどの話のように寿命を持たせると。何もしないで腐ってしまったりとか壊れてしまったりとかとしないようなための必要経費だというふうにご理解いただければなと思っています。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そう思っているのです。そう思っているわけ。ところがやるのだからやらないのだからまだ決めていませんと、話がこう来たから。前の村長はやりませんと。今度は今の説明だとやるのだと。要するに健康なうちに手当てしましょうと。駄目になってから修理ではなくて、金もかかるだろうから。そのためには日常的にメンテしていく必要があるわけです。それは分かる。具合が悪くなってから治療ですといったのでは費用が大変かかるけれども、日頃から点検して、ここはどうですよああですよ、それではこうやって軽微のうちに直しておこうと。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） それでは、改めて答弁させていただきますが、現時点では最大限それぐらいの見積りで想定しており、やる方向で考えていきたいなと思っております。メンテナンス、ランニングコストをかけてやっていくのが正解だと思っております。その上で、できるだけそれがかからない方向を模索しながら安くできればいいなということも併せて今後検討していきたいなというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論もないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約について採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 全員賛成です。

よって、議案第1号 利島村浄水場再生可能エネルギー導入事業工事請負契約については承認されました。

◎日程第2 議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）

○議長（寺田 優君） 日程2、議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）を議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）。令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

これは、担当の課長、住民課長のほうから説明します。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） よろしく申し上げます。

私のほうから議案の第2号のほうの一般会計の補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。こちらなのですけれども、ごめんなさい、事前に机の上に置いておきましたこちらのほうを御覧いただければ一番分かりやすいかと思っておりますけれども、住民税非課税世帯等となっているのですけれども、に対する臨時特別給付金1世帯当たり10万円を支給するに当たって、本来国のほうからなるべく早く支給しなさいということがありましたので、本臨時会において上程させていただいているところでございます。

利島村の中で現時点で33世帯ですか、非課税世帯がいまして、それ以外にこの表の中段から右側の部分、令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変があった場合の

世帯について、住民税が課税されている世帯においても、急にコロナにかかってしまったから、要は仕事できなくて、まるっきり住民税非課税と同じような収入しかないですよというような世帯については申請が必要なのですけれども、その申請書が、1枚めくったページがその簡易な収入所得見込額の申立書というふうに、家計急変者というふうに一番上の標題に書いてあるかと思えますけれども、この申請書を、村役場に置いてありますので、そこに出していただければ、その方についても1世帯当たりにつき10万円をお支払いするといったものを1月から2月にかけて支給したいがために、本議会において事業費として350万、事務費として100万円というところで一応計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終了いたします。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ちょっとお伺いしたいのは、事業勘定科目と予算科目ということですが、この表に説明といますか目のところの関係で、款はともかくして、それとこの説明文書との関係でお伺いしますけれども、説明文書というか、今説明いただいたこのこっちの紙です。これで科目が児童措置費になっていまして、それで負担金と子育て支援と世帯への支援、臨時特別交付金と。それが350万。それで分からないのが、上の需用費でもって消耗品100万円というのがあるので。これが分からないのでお伺いしたいのです。

それで、今の説明で併せてお伺いしておきますけれども、これ3年度の住民税非課税者の世帯が1月1日から、今年は明けましたから昨年度ですか、この以前から住んでいる人ということが条件にあるわけですが、これは以後の人というのは、前居住地で支給されているから二重取りになると。二重支給になるということで本村では支給しないよということなのかどうか。これは、このたびのコロナに伴う制度、法律に関係していると思うのです。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、科目の話なのですが、ごめんなさい、こちらなのですが、そもそもの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金というのの大本の国でつくっている制度上、昨年度12月の議会で可決していただきました18歳以下の方に10万円支給すると。その閣議決定されたものに、要綱に引っ張られてこの住民税非課税世帯のほうも支給するということになりまして、そこに当たっている補助金の科目とかというので言ってしまうと、正式名称としては子育て世帯への臨時特別給付金事業（住民税非課税世帯）みたいな形で、こちらに引っ張られてしまっているのです、お金の

歳出科目もこちらの、ちょっと何で住民税非課税世帯なのだけれども子育てになっているのだというお話だと思うのですけれども、そっちに制度の仕組み上、ここの科目に入れさせていただいているというような仕組みになってございまして、違うのですけれども、実際の大本としては子育て世帯の、私も担当していて、何でこれ子育て世帯なのだというようなところは、ちょっと疑問に思うところもあるのですけれども、政府のほうで迅速に支給するに当たって一本化してしまったというようなところで、こちらのほうに入れさせていただいている。

それで、この消耗品の100万なのですけれども、実際に国に申請するに当たって、もう概算でざっくりとして、何に使いますかとか、どういうふうにしますかというのを私のほうで、これが国のほうには事前に出さざるを得なかったというところで、もう出させていただいて、その後から、ごめんなさい、予算のほうというか、後で使った分だけ要は国からもらえるという話なので、ざっくりともう需用費として100万円を計上させていただいたといったところでもございまして、これ100万円もらったから100万円全部使っていいよというか、必要なものを使って、あとは結局国にお返しするような仕組みになってございますので、事務費として要は100万円の申請を行っているというところで、そこを合わせるために、ごめんなさい、需用費として100万円を計上させていただいているといったところで、100万円で何かを買うのかとかそういうお話ですと、ちょっとそこは私も、この事業に対してどのぐらいの予算がかかるかということも見込み得なかったところなので、100万円というざっくりとした数字で申請させていただいたと。本当は精査しなければいけないのでしょうけれども、ちょっと国の提出が、今年の12月ぐらいに予算どのぐらいかかるかというようなお話もありましたので、出させていただいたのがそのまま予算にちょっと計上させていただいているといったところでもございます。

それで、あともう一つのご質問は、いつ時点の話ですと、こちらの支給対象者が令和3年の12月10日に住民票があるところに申請してくださいねなのです。

〔「先月の10日……」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 先月の要は去年の12月10日、先月の12月10日……

〔「1か月前」言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 約大体1か月前。そのぐらいの時点で利島村に住民票があった方がそもそもの対象ですよといったところで、その方でその時点で住民であった方については、その方が住民になった方でこの住民税均等割が非課税の方というのは、当然世帯全員が非課税、均等割がゼロ円、非課税の方というのは、当然全員対象になるのだと。その世帯は対象になりますと。それで、プラスその令和3年1月以降の収入、1月からもう12月経ちましたので、その中の1月から12月の中で特定の1か月で今回これいいのです。

〔「そんなこと言っちゃっていいの」言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） いいです。大丈夫です。そこは特定の1か月と書いてありますので、大

丈夫です。裏面の実際にあれしてもらえば、こちら裏面、2ページ目というのですか、ここを見てもらうと一番あれなのですけれども、まず一番上の段階で、「コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しましたか」と、まずここが一番引っかかるころ、こちらの簡易な記入です。下記にチェックしてくださいというところで。今回の給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯について、この激変緩和措置みたいな形で、家計の急変者については、その方でコロナにより減少した、それが1月でも2月でも3月でもどこでもいから、その1か月で激変していると。そのときの収入が要はゼロだったよといえれば12か月掛けてもらってゼロ円になるというような……

〔「苦しい」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 一番そう、ごめんなさい、コロナにかかってしまって、もう所得が、私働けませんでした、お給料もらえませんでしたとかという、もし仮の話ですけれども、それが3月でしたよといえれば3月のところだけを見てもらって、それを単純に確定申告がまだ終わっている段階ではないので、どうかというのはまだ判断できないよと。ただ、苦しかったのは変わらないでしょうといったところで、そこを判断して、それがこの下の表です。単身者または扶養親族がない場合だと収入額でいくと約100万円とか超えなければこの対象になりますよというような形で、今回この表を使っていただいて、私該当するような方については村役場のほうに来ていただいて、ちょっとお手数なのですけれども、所得のほうを確認していただいて、その代わり収入の証明とか当然自分の自己申告だけではどうしてもできないものですから、証明していただいて、それに基づいて12月10日に利島村に住民票がある方については、利島村の村役場の住民課に来ていただければ申請できるよといったところでございまして、それが去年の要は1月1日に利島村ではなくても、12月10日に利島村にそれまでに移ってきている方については利島村で申請ができると、そういったところでございまして、今回についてはそういうことになってございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今もらった資料なので読み切れていないのですけれども、説明の範囲内でお伺いしますけれども、そうすると12月10日付でもって、仮に昨年度11月の収入がゼロであったところ、年間を通すと300万あったのだと。300万でなくても200万でもいいのですけれども、そういう人はこの支給対象になるということになるのですか。一つは、1か月でもということなのか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、大前提として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したかどうかといったところが大前提がございまして、そこにもし全然、新型コロナウイルス感染症ではなくて、ただ自分が病気になってしまったから休んだよとかという、またそれは話がちょっと今回のとは違ってくるというようなところがございすけれども、コロナウイルスの感染症の影響により、先ほども申したとおり、病気をしてしまって自営業の方で全く収入が1か月なかったとか、それが11月であろうと10月であろうとというような形で、どの月でもいいから1か月でも休業してしまったといえ、この制度上救済できると、こういったところでもございまして、その新型コロナウイルス感染症の影響というのがどこまでかというようなお話については、ここもちょっと私どもも、まだ制度が始まっていない部分でもございまして、国のほうのQ&Aが毎日のように更新されるような事態ですので、そこはちょっと東京都のほうとも確認しながら、その住民の方からのご相談があった場合には対応していきたいと思っています。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 具体的にお伺いしたほうが分かりがいいと思うのですが、例えば民宿等で夏季、夏場は意外とコロナが穏やかだったのです。そのときはお客さんありましてそれなりの収入があったと。ところが、さあ12月になってきたらこのオミクロンだか何だか知らないけれども、えらいパンデミック的に広がって、我が日本も御多分に漏れず、皆さんお客が来なくなってしまったと。それで12月の、11月でもいいのですけれども、お客がゼロだったと。そうすると収入ゼロ。これも非課税対象ということで申請対象になるのですね。8月にはもう例えば500万ぐらいもうかったと、極端に言えばです。税務申告をする3月のときには非課税どころか15万、20万の所得税を払うことになっていると。ところが、12月はお客はゼロだったのだと、11月でもいいけれども、これは支給対象になるということなのですね。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

個々のケースにおいては、私のほうも全部これが対象かどうかというのが、今の段階でちょっと分かりかねるところもありますので、そこは東京都さんのほうとか国のほうに一々お手数というか、私のほうが一度、どうなのかというのは、各民宿さんなり事業者さんのほうで必要な場合にに応じて私のほうにご相談いただいて、私のほうでそこはどうかだろうということ国や東京都のほうに確認してまいりたいと思いますので、そこについてはぜひご相談くださいといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） もう一つの質問ですけれども、4月の10日に利島に来ました、それでご案内のとおり3月は全く収入なかったのだという人は、12月でもいいです。という人は、前居住地で支給を受けて、これ対象が日本国ですから、利島だけの特定対象ではないでしょうから、それでよそで受けているだろうと。だから利島は支給対象にしないよと、こういう考えというか制度ですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど私お答えしたとおり、12月10日の住民票のあるところで申請してくださいなので……

〔「ですから、こっちには関係ない……」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） いや、関係ありますよね。4月10日でも4月1日でも3月何日でもいいのですけれども、利島村に……、ごめんなさい、3月というのは今年の令和4年の3月ではないですよ。令和4年の3月の話ではなくて令和3年の3月……

〔「今年は何年よ」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 今年は令和4年です。

〔「じゃ3年だよな」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 3年の3月のときに利島村の住民になった方は、ずっと住んでいればですよ、令和3年の12月10日時点では利島の住民なので、利島で申請しないといけないですよ。

〔「それ対象になるの」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 対象になります。12月1日に住民票のあるところにこれ申請してくださいですから。

〔「ああそうか、令和今年は3年か」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） 今年は4年です。

〔「4年か」「過去のもう確定した話です。これからの話ではないです」という人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君） よろしいですか。

〔「年度を間違えた」という人あり〕

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これとは直接関係あるのだからないのだから分からない。先日の放送というタブレットなので、何か3万円という話があったよね。あれをちょっと説明してくれませんか。これに関係しているのだからしないのだから分からないのだけれども。全住民対象みたいな。それをもし払うとすれば、これ勝手な推測で恐縮なのだけれども、コロナ関係でもって900万ぐらいの残りがあって、それで支給年限が、もう執行年限が限られていて、2年だけか。その関係で執行する対象事業が取りあえずないので、急遽起債というか貯金したのだから基金にしたのだから分かりませんが、それを崩して全住民対象に3万円を対象に交付するという具合に推測だけはしてみたのだけれども、これはもし仮にそうなのだとしたら、これは予算措置する必要はないのですか。基金だといえば崩して……

〔「基金はもう崩しています。前回12月に」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 崩したのだ。それで12月に決まっていたことですか。

〔「執行まではちょっと」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

タブレットで配信したとおり、住民1人当たり、全住民というところではなくて、ちょっと一部制限を設けさせていただいているところが下のほうにちょっと書いてあるのですけれども、これとは全然関係ない話といえば話になってしまうのであれなのですけれども、コロナの事業を行っていく上で、様々な事業を行っていく上で、今年度というのが国からとか都からも含めて、昨年度東京都にもらった例の1,000万が残っているとあったところで繰り越しさせていただいて、12月に第4回の定例会の中で基金のほうは取崩しさせていただいて、全額予備費のほうに積んでいるものについて今後、やはりオミクロンが発生してまん延防止措置も出まして、また村のほうもいろいろな事業をやっていく中で、ほかの補助金が結構充てられてしまったといったところもありましたので、実際に今後事業を執行していく中で、この3か月で事業を全部できるのがなかなか難しいというような判断の下で、オミクロンも発生し、住民の方でもコロナで影響を受ける方が多いだろうといったところで、今回予備費のほうから流用させていただいて、1人3万円の給付を行うといったところを今準備しているところでございます。

以上です。

○3番（笹岡壽一君） 何か制限があるのだからって。

○議長（寺田 優君） 田中副村長。

〔副村長（田中真里君）登壇〕

○副村長（田中真里君） 今回の生活応援の3万円ですけれども、基本的には住民登録、住民票がある方にはもう皆さんお支払いします。ただ、1年に1回も利島に来ていないような方については、

今回はちょっと除外させていただきます。だから、1年に1回でも利島に来ているような方であれば全く問題なく支給できます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、採決を行います。

議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 全員賛成です。

よって、議案第2号 令和3年度東京都利島村一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（寺田 優君） 以上をもちまして、この臨時会に付された議案は終了いたしました。

お諮りいたします。閉会してもよろしいでしょうか。

〔「ちょっといい」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 議案には関係ないのだけれども、資料のあれなのだけれども、この3月議会のとき予算が出るので、1か月ぐらい前に予算書を出してもらいたいのだけれども。

〔「絶対無理です」と言う人あり〕

○4番（石野 治君） あと、これは……

〔「それ議会終わった後でいいんじゃない」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 議会を1回閉めて協議会にしましょうか。

○4番（石野 治君） いい。だったら。はい。

○議長（寺田 優君） それでは、令和4年第1回利島村議会臨時会を閉会させていただきます。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年1月21日

議	長	寺	田	優
署	名	議	員	前
署	名	議	員	笹
			岡	壽
				一